

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

愛媛県	
市区町村数	20

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内の連絡会議	の有無			問3-1 有	問3-1 無	問4-1 有	問4-1 無				
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
				13	14			7				20					
38	201	松山市	人権・共生社会推進課	1	2	1	1	松山市男女共同参画推進条例	2003年7月4日	2003年9月1日		第4次松山市男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
38	202	今治市	市民参画課 多文化・共生社会推進室	1	2	1	1	今治市男女共同参画推進条例	2006年6月30日	2006年6月30日		今治市男女共同参画計画 ~いきいきひとプラン~	2020年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
38	203	宇和島市	企画課	1	2	1	1	宇和島市男女共同参画推進条例	2006年10月4日	2006年10月4日		第3次宇和島市男女共同参画基本計画	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
38	204	八幡浜市	政策推進課	1	2	1	1				4	第2次八幡浜市男女共同参画計画	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
38	205	新居浜市	男女参画・市民相談課	1	1	1	1	新居浜市男女共同参画推進条例	2003年7月1日	2003年10月1日		第3次新居浜市男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1	1
38	206	西条市	総務課	1	2	1	1				4	第2次西条市男女共同参画計画 わたしを活かす・地域をいかす	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
38	207	大洲市	企画情報課	1	2	1	1	大洲市男女共同参画推進条例	2005年1月11日	2005年1月11日		第2次大洲市男女共同参画推進計画	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
38	210	伊予市	総務課	1	2	2	1				4	第2次伊予市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
38	213	四国中央市	地域振興課	1	2	1	1				3	第3次四国中央市男女共同参画計画	2025年4月1日	~	2035年3月31日	1	1
38	214	西予市	人権啓発課	1	2	1	2				4	第2次西予市男女共同参画基本計画	2018年3月1日	~	2028年3月31日	1	1
38	215	東温市	総務課	1	2	1	1				4	第2次東温市男女共同参画計画	2016年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
38	356	上島町	健康福祉部住民課	1	2	2	1				4	第2次上島町男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1	1
38	386	久万高原町	総務課秘書自治振興係	1	2	1	1				4	久万高原町男女共同参画推進計画	2024年4月	~	2031年3月	1	1
38	331	松前町	総務課	1	2	2	2				4	第3次男女共同参画計画・まさき	2024年4月	~	2034年3月	1	1
38	402	砥部町	企画財政課	1	2	1	1				4	第2次砥部町男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1	1
38	422	内子町	総務課	1	2	2	2				4	第3次内子町男女共同参画基本計画	2020年4月	~	2030年3月	1	1
38	442	伊方町	総務課 総務管理係	1	2	2	2				4	第2次伊方町男女共同参画基本計画	2020年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
38	484	松野町	ふるさと創生課	1	2	2	2				4	第2次森の国まつの男女共同参画基本計画	2019年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
38	488	鬼北町	企画振興課	1	2	2	2	鬼北町男女共同参画推進条例	2007年3月20日	2007年3月20日		第4次鬼北町男女共同参画基本計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
38	506	愛南町	企画財政課 政策推進室	1	2	1	1	愛南町男女共同参画推進条例	2024年3月8日	2024年4月1日		第3次 愛南町男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)				
		担当課(室)名	所 属			問3-1 有	問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
			事 務 所 掌	の 有 無 い 会 議	問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	

＜選択肢回答＞

所属 庁内連絡会議

- 1 首長部局 1 有
2 教育委員会 2 無

事務所掌 諮問機関

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有
2 1ではない 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指して検討中 1 一体

- 2 2026年度以降の制定を目指して検討中 2 一体でない

- 3 その他

- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 策定予定有 1 策定予定有
2 策定予定無 2 策定予定無

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定

- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

問4-2 女性活躍推進法との関係
問4-3 計画策定の方法
問4-4 現在の状況

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

愛媛県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
		問6-1		問6-4 所在地等							施設管理		事業運営			
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営		
		単独	複合						直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
	2								1	1	0	2	0	0		
38 201	松山市	松山市男女共同参画推進センター	コムズ	790-0003	松山市三番町六丁目4番地20	089-943-5776	089-943-0460	https://www.coms.or.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		
38 202	今治市															
38 203	宇和島市															
38 204	八幡浜市															
38 205	新居浜市	新居浜市立女性総合センター	新居浜ウイメンズ プラザ	792-0811	愛媛県新居浜市庄内町四丁目4番19号	0897-37-1700	0897-37-1152	https://www.niihama.or.jp/03/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		
38 206	西条市															
38 207	大洲市															
38 210	伊予市															
38 213	四国中央市															
38 214	西予市															
38 215	東温市															
38 356	上島町															
38 386	久万高原町															
38 331	松前町															
38 402	砥部町															
38 422	内子町															
38 442	伊方町															
38 484	松野町															
38 488	鬼北町															
38 506	愛南町															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

愛媛県

都道府県コード	市区町村名	問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2025年4月1日現在で開設済の施設)														
				問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
				設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
		2		2		5				1	1	2	2	1	0	0	2	0
38	201	松山市	松山市男女共同参画推進センター	2000年2月1日	○		○	14	2	49,541	○	○	○	○	○		○	
38	202	今治市					○											
38	203	宇和島市					○											
38	204	八幡浜市																
38	205	新居浜市	新居浜市立女性総合センター	1990年4月1日	○		○	3	3	26,765		○	○				○	ういめんずまつりの開催、結婚相談・支援
38	206	西条市																
38	207	大洲市																
38	210	伊予市																
38	213	四国中央市																
38	214	西予市																
38	215	東温市																
38	356	上島町																
38	386	久万高原町																
38	331	松前町																
38	402	砥部町																
38	422	内子町																
38	442	伊方町																
38	484	松野町																
38	488	鬼北町					○											
38	506	愛南町																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

愛媛県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態																
			1			11	0	0.0	11	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	2,444	149	6.1	
38 201	松山市					1	0	0.0	2	0	0.0										
38 202	今治市					1	0	0.0	1	0	0.0							27	0	0.0	
38 203	宇和島市					1	0	0.0	1	0	0.0							500	27	5.4	
38 204	八幡浜市					1	0	0.0	1	0	0.0							92	5	5.4	
38 205	新居浜市	2000年8月5日	男女共同参画都市宣言 女(ひと)と男(ひと)ともにいきいき新居浜宣言			2	1	0	0.0	1	0	0.0						296	30	10.1	
38 206	西条市					1	0	0.0	1	0	0.0							510	34	6.7	
38 207	大洲市					1	0	0.0	1	0	0.0							30	1	3.3	
38 210	伊予市					1	0	0.0	1	0	0.0							50	2	4.0	
38 213	四国中央市					1	0	0.0	0	0											
38 214	西予市					1	0	0.0	1	0	0.0							324	16	4.9	
38 215	東温市					1	0	0.0	1	0	0.0							35	1	2.9	
38 356	上島町												1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
38 386	久万高原町												1	0	0.0	1	0	0.0	206	16	7.8
38 331	松前町												1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
38 402	砥部町												1	0	0.0	1	0	0.0	58	7	12.1
38 422	内子町												1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
38 442	伊方町												1	0	0.0	1	0	0.0	54	0	0.0
38 484	松野町												1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
38 488	鬼北町												1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
38 506	愛南町												1	0	0.0	1	0	0.0	176	8	4.5

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

愛媛県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1						調査時点コード					
		問8-1			問8-2			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード											
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問9 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他							
					992	823	14,501	4,278	29.5	692	616	10,923	3,271	29.9	112	63	688	103	15.0	482	52	10.8	502	52	10.4												
					小計					691	615	10,889	3,261	29.9	111	63	684	103	15.1																		
38 201	松山市	50.0	2029年4月	4月1日時点 未達成	45	42	1,221	576	47.2	45	42	1,221	576	47.2	6	4	49	6	12.2	51	12	23.5	52	12	23.1	1	1	1	1	1	1	1	1				
38 202	今治市	40.0	2030年3月		60	58	1,050	357	34.0	地方自治法第202条の3及び第180条の5に基づく審議会等により設置されている懇談会、会議等	54	54	1,007	348	34.6	6	4	43	9	20.9	32	3	9.4	33	3	9.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
38 203	宇和島市	35.0	2028年3月		74	59	1,081	272	25.2	要綱等により設置されている懇談会、会議等	51	43	876	226	25.8	6	5	43	8	18.6	25	5	20.0	26	5	19.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
38 204	八幡浜市				0	0	0	0		36	32	471	111	23.6	6	3	35	3	8.6	25	1	4.0	26	1	3.8	1	1	1	1	1	1	1	1				
38 205	新居浜市	50.0	2031年3月		102	87	2,077	673	32.4	法律、条令、規則、要綱等の定めるところにより設置	46	41	968	278	28.7	6	4	35	6	17.1	28	4	14.3	29	4	13.8	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
38 206	西条市	30.0	2029年3月		68	52	797	183	23.0	地方自治法(180条の5)に基づく委員会等及び地方自治法(202条の3)に基づく審議会等	42	35	519	124	23.9	6	4	42	7	16.7	31	1	3.2	32	1	3.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
38 207	大洲市	30.0	2025年4月		85	69	987	267	27.1	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)、附属機関(地方自治法202条の3該当)、上記以外の審議会等	38	38	502	153	30.5	6	2	38	5	13.2	20	2	10.0	21	2	9.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
38 210	伊予市	35.0	2027年3月		81	58	1,142	283	24.8		43	37	727	184	25.3	6	2	35	5	14.3	19	2	10.5	20	2	10.0	1	1	1	1	1	1	1	1			
38 213	四国中央市	35.0	2035年3月		67	57	971	269	27.7		47	41	766	209	27.3	6	3	41	5	12.2	23	0	0.0	24	0	0.0	1	1	1	1	1	1	1	1			
38 214	西予市				76	66	1,250	291	23.3		33	30	643	177	27.5	6	4	38	5	13.2	34	4	11.8	35	4	11.4	1	1	1	1	1	1	1	1			
38 215	東温市	50.0	2027年3月		56	46	733	234	31.9	全審議会	20	16	259	65	25.1	6	4	35	5	14.3	17	3	17.6	18	3	16.7	1	1	1	1	1	1	1	1			
38 356	上島町	25.0	2026年3月		13	13	131	32	24.4		13	13	131	33	25.2	5	3	22	4	18.2	17	1	5.9	18	1	5.6	1	1	1	1	1	1	1	1			
38 386	久万高原町	30.0	2031年3月		27	20	238	48	20.2		22	18	209	46	22.0	5	2	29	2	6.9	25	2	8.0	26	2	7.7	1	1	1	1	1	1	1	1			
38 331	松前町				59	38	481	132	27.4		33	30	359	101	28.1	5	3	27	5	18.5	18	6	33.3	19	6	31.6	1	1	1	1	1	1	1	1			
38 402	砥部町	40.0	2031年4月		30	23	291	79	27.1	法令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	28	21	270	86	31.9	5	2	32	5	15.6	24	1	4.2	25	1	4.0	1	1	1	1	1	1	1	1			
38 422	内子町	30.0	2026年3月		48	44	743	206	27.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	48	44	743	206	27.7	5	3	30	5	16.7	19	0	0.0	20	0	0.0	1	1	1	1	1	1	1	1			
38 442	伊方町	35.0	2025年3月		24	19	276	70	25.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく審議会等	16	13	214	57	26.6	5	2	28	3	10.7	23	0	0.0	24	0	0.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
38 484	松野町				0	0	0	0		14	10	171	22	12.9	5	4	26	6	23.1	10	0	0.0	11	0	0.0	1	1	1	1	1	1	1	1				
38 488	鬼北町	35.0	2029年3月		18																																

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

愛媛県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)				
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	
									1	1	34	10	29.4	1	0	4	0	0.0							
	松山市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	今治市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	宇和島市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	八幡浜市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	新居浜市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	西条市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	大洲市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	伊予市								1	1	34	10	29.4	0	0	0	0	0.0							
	四国中央市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	西予市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	東温市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	上島町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	久万高原町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	松前町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	砥部町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	内子町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	伊方町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	松野町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	鬼北町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	愛南町								0	0	0	0	0.0	1	0	4	0	0.0							

調査表4-4
市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

愛媛県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5								
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職					うち一般行政職				うち		うち		うち		うち		うち		うち							
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	防災・危機員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他					
38 201	松山市	233	25	10.7	170	15	8.8	20	2	10.0	18	2	11.1	66	5	7.6	53	4	7.5	147	18	12.2	99	9	9.1	300	44	14.7	192	15	7.8	873	215	24.6	540	128	23.7	1		26	6	23.1	5	0	0.0	1
38 202	今治市	111	5	4.5	96	5	5.2	12	0	0.0	11	0	0.0	21	0	0	18	0	0.0	78	5	6.4	67	5	7.5	254	46	18.1	182	21	11.5	299	81	27.1	183	41	22.4	1		15	3	20.0	2	0	0.0	1
38 203	宇和島市	51	7	13.7	44	5	11.4	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0	0	0	0	41	6	14.6	34	4	11.8	84	22	26.2	55	5	9.1	101	36	35.6	69	15	21.7	1		9	1	11.1	3	0	0.0	1
38 204	八幡浜市	33	3	9.1	23	2	8.7	6	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0	0	0	0	27	3	11.1	19	2	10.5	109	35	32.1	68	10	14.7	118	52	44.1	64	13	20.3	1		7	1	14.3	3	0	0.0	1
38 205	新居浜市	88	12	13.6	60	11	18.3	10	1	10.0	7	1	14.3	32	3	9.4	20	2	10.0	46	8	17.4	33	8	24.2	177	50	28.2	107	37	34.6	119	51	42.9	111	46	41.4	1		9	2	22.2	3	1	33.3	1
38 206	西条市	90	4	4.4	74	2	2.7	15	0	0.0	13	0	0.0	18	0	0	15	0	0.0	57	4	7.0	46	2	4.3	66	11	16.7	52	7	13.5	287	102	35.5	184	57	31.0	1		10	2	20.0	2	0	0.0	1
38 207	大洲市	64	3	4.7	44	2	4.5	20	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0	0	0	0	44	3	6.8	34	2	5.9	90	15	16.7	70	7	10.0	196	107	54.6	91	28	30.8	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1
38 210	伊予市	31	6	19.4	26	3	11.5	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	0	25	6	24.0	20	3	15.0	60	21	35.0	42	9	21.4	90	48	53.3	53	19	35.8	1		6	1	16.7	3	0	0.0	1
38 213	四国中央市	69	12	17.4	54	10	18.5	11	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0	0	0	0	58	12	20.7	45	10	22.2	200	46	23.0	135	27	20.0	200	102	51.0	124	58	46.8	1		6	2	33.3	4	1	25.0	1
38 214	西予市	53	6	11.3	46	5	10.9	14	2	14.3	13	2	15.4	0	0	0	0	0	0	39	4	10.3	33	3	9.1	93	18	19.4	72	9	12.5	159	42	26.4	113	28	24.8	1		8	0	0.0	3	0	0.0	1
38 215	東温市	28	4	14.3	21	3	14.3	3	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	25	4	16.0	19	3	15.8	59	18	30.5	37	7	18.9	39	10	25.6	21	3	14.3	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1
38 356	上島町	20	1	5.0	15	0	0.0	3	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	17	1	5.9	13	0	0.0	31	13	41.9	21	9	42.9	47	18	38.3	22	9	40.9	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1
38 366	久万高原町	22	2	9.1	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	22	2	9.1	11	1	9.1	50	15	30.0	33	6	18.2	71	44	62.0	53	30	56.6	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
38 331	松前町	22	2	9.1	20	2	10.0	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	17	2	11.8	15	2	13.3	30	17	56.7	24	14	58.3	94	49	52.1	57	19	33.3	1		3	1	33.3	2	1	50.0	1
38 402	砥部町	16	1	6.3	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	16	1	6.3	14	1	7.1	24	8	33.3	16	2	12.5	40	17	42.5	22	6	27.3	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
38 422	内子町	28	5	17.9	28	5	17.9	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	28	5	17.9	28	5	17.9	33	11	33.3	28	6	21.4	77	19	24.7	68	10	14.7	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
38 442	伊方町	16	1	6.3	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	16	1																										

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

愛媛県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

都道府県	市町村	市町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7									
県	市	市	問12-1で 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	議会名	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。										
県	市	市	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
38	201	松山市	17	1の合計	20	0	19		0				18	19	19	18	17	12		
38	202	今治市	3	2の合計	0	18	1		20				1	0	0	1	2	1		
38	203	宇和島市	0	3の合計	0	1			0				0	0	0	0	0	0		
38	204	八幡浜市	0	4の合計	0	1							1	1	1	1	1	0		
38	205	松山市	松山市職員旧姓使用取扱要綱	松山市議会	1	2	1	松山市議会会議規則 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	2	
38	206	今治市	今治市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上作成し、又は使用する(以下「文書等」という。)文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	今治市議会	1	3	1	今治市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第88条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2. 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
38	207	宇和島市	宇和島市職員旧姓使用取扱要綱第2条 職員は、旧姓使用をしようとするときは、宇和島市職員旧姓使用承認申請書(様式第1号)に戸籍上の氏を証明する書類を添えて、所属長を経て任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。	宇和島市議会	1	2	1	宇和島市議会会議規則 欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	
38	208	八幡浜市	八幡浜市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員(非常勤職員及び臨時に任用された職員を含む。以下同じ。)が、改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。	八幡浜市議会	1	2	1	八幡浜市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都道府県	市区町村	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7		
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得する場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-2で1.を選択した場合、取得する場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の事由を明記した規定がある。 2.個別の事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の事由を明記した規定がない、解説又は運用上認めっていない。 4.個別の事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
都道府県	市区町村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間に明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他		
38205	新居浜市	1	新居浜市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員(非常勤職員及び臨時的に任用された職員を含む。以下「職員」という。)が、改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用する場合の手続等に關し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の承認の申請) 第2条 職員は、旧姓の使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2.前項の旧姓使用承認申請書は、新居浜市職員の服務等に関する規程(昭和34年訓令第5号)、第10条の届出書類に添えて所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 (承認) 第3条 市長は、前条第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る旧姓の使用により職務遂行上支障がないと認めどときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2.市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、所属長を経て速やかにその旨を当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)に対して旧姓使用承認通知書(第2号様式)により通知するとともに、旧姓使用職員台帳(第3号様式)に登載するものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第4条 旧姓使用職員が旧姓を使用することができる文書等(以下「旧姓使用文書等」という。)は、特別な法律關係を生じさせるおそれのない文書等のうち旧姓の使用により職務の遂行に支障がないと認められるもので、次の各号に該当するものとする。 (1)単に氏名が記載されたもの (2)事務用場所で使用される職員の同一性の確認が容易にできる内容のもの (3)公務員の特権義務に係るものであっても、職員の同一性の確認が容易にでき、他の個体等に影響を与えないもの (4)前各号に掲げるもののほか所属長が適当と認めるもの (旧姓使用の取りやめの承認等) 第5条 旧姓使用職員が旧姓の使用を取りやめようとするときは、あらかじめ、旧姓使用取りやめ承認申請書(第4号様式)により市長の承認を受けなければならない。 2.前項の旧姓使用取りやめ承認申請書は、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 3.市長は、第1項の申請があつた場合において、職務遂行上支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の取りやめについて承認するものとする。 4.市長は、前項の規定により旧姓の使用の取りやめを承認したときは、所属長を経て速やかにその旨を当該旧姓使用職員に対して、旧姓使用取りやめ承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。 (旧姓の責務) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民に対して、又は職場内において混乱や誤解を生じさせないように努めなければならない。 2.所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (承認の取消) 第7条 市長は、旧姓使用職員が前項第1項の責務を怠り、市民に対して苦しみは職場内において混乱や誤解を生じさせないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののはか、旧姓の使用に關し必要な事項は、人事担当課長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1.この要綱は、平成12年11月2日から施行する。 (経過措置) 2.この要綱の施行の日前に、婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員で旧姓を使用しようとするものは、この要綱の施行の日から平成12年11月30日までの間に限り、第2条の旧姓の使用の申請をすることができるものとする。	新居浜市議会	1	2	1	新居浜市議会会議規則 第2条 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1
38206	西条市	1	西条市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないか、かつ職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別に掲げる基準に該当するものとする。 別表(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準的な文書等の例示 1. 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律關係を生じさせないおそれがないもの□ (1)名札 (2)名刺 (3)職員名簿、電話番号簿及び座席表 2.職員の権利又は義務に關係する文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓を使用する原因とする係争が起きるおそれがないもの□ (1)出席簿 (2)休憩簿 (3)時間外勤務命令書 (4)履歴事項調査書 (5)官利利子控除申請書 (6)職務専念義務免除願 3.年次組織内部で使用している文書等で、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの□ (1)起業家・起業者の氏名及び押印 (2)決算、回賀文書等に押印 (3)業務分担表 (4)会務引継書 (5)グッズ・フェアの登録氏名 4.その他法令上特別な効果を生じるおそれのないもの (1)研究文書等の発表、講演等 (2)所属長が適当と認める軽易な文書等	西条市議会	1	2	1	西条市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都道府県	市区町村	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取得する場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3 1.を選択した場合、取得する場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	
コドド	名	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	
38 207	大洲市	1	大洲市職員の旧姓使用に関する要綱	大洲市議会	1	2	1	大洲市議会会議規則	2	1 1 1 1 1 1
38 210	伊予市	1	伊予市職員旧姓使用取扱要綱	伊予市議会	1	2	1	伊予市議会会議規則	2	1 1 1 1 1 1
38 213	四国中央市	1	四国中央市職員の旧姓使用に関する要綱	四国中央市議会	1	2	1	四国中央市議会会議規則	2	1 1 1 1 1 1
38 214	西予市	1	西予市職員旧姓使用取扱要綱	西予市議会	1	2	1	西予市議会会議規則	2	1 1 1 1 1 1
38 215	東温市	1	東温市職員旧姓使用取扱要項	東温市議会	1	2	1	東温市議会会議規則	2	1 1 1 1 1 1
38 356	上島町	1	上島町職員旧姓使用取扱要領	上島町議会	1	2	1	上島町議会会議規則	2	1 1 1 2 2 1
38 386	久万高原町	2			1	2	1	久万高原町議会会議規則	2	1 1 1 1 1 1
38 401	松前町	1	松前町職員旧姓使用取扱要綱	松前町議会	1	2	1	松前町議会会議規則	2	1 1 1 1 1 1
38 402	砥部町	1	砥部町職員の旧姓使用に関する規程	砥部町議会	1	2	1	砥部町議会会議規則	2	1 1 1 1 1 1
38 422	内子町	2		内子町議会	1	4	2		2	4 4 4 4 4

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都道府県	市区町村	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取得することができる産前産後期間は、次のようなですか。	問12-3 間12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解説又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
コドド	名	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
38 442	伊方町	1	伊方町職員の旧姓使用取扱規定	第1条 この訓令は、一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号)に定める会計年度任員議員及び同法第22条の3第4項の規定により任用された臨時の任用職員を除く、以下「職員」という。)が結婚、養子縁組その他の事由(以下「結婚等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き結婚等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	伊方町議会	1	2	1	伊方町議会会議規則 第2条 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
38 484	松野町	2		松野町議会	1	2	1	松野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2		2 1 1 1 1	
38 488	鬼北町	1	鬼北町職員の旧姓使用に関する規定	第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	鬼北町議会	1	2	1	鬼北町議会 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 2
38 506	愛南町	1	愛南町職員旧姓使用取扱規定	第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、愛南町職員旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所屬長を経て任命権者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条に規定する任命権者をい。以下同じ。)に提出し、その承認を得なければならない。 第3条 任命権者は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、職務遂行上支障がないと認めるときは、愛南町職員旧姓使用承認通知書(様式第2号)により当該職員の所屬長を経て通知するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、愛南町職員旧姓使用者台帳(様式第3号)を調整し、これに登載するものとする。 【令和2年12月22日訓令第8号 第2条、第3条】	愛南町議会	1	2	1	愛南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

都 市 道 府 県 市 区 町 村 市 市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15				
道 府 県 市 区 町 村 市 市	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する研修を行っていますか)。	内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問12-16で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-17で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13で1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長 (人)	うち女性 ※本部長 (人)	女性比率 (%)	開催の実施状況 内閣府に対する男女共同参画センターの視点からの方復興をテーマとした研修の実施状況		
市 区 町 村 市 市	1. 人員及び場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)									
市 区 町 村 市 市	38 386 久万高原町	4	4	3					3	3	4		なし	2		18	2	1.1.1	○	
市 区 町 村 市 市	38 401 松前町	4	4	3					3	3	4		2		14	2	1.4.3			
市 区 町 村 市 市	38 402 砥部町	4	4	3					3	3	4		2		13	1	7.7			
市 区 町 村 市 市	38 422 内子町	4	4	3					2	1	4		2		5	0	0.0			
市 区 町 村 市 市	38 442 伊方町	4	4	3					3	3	4		特になし	2		5	1	2.0.0		
市 区 町 村 市 市	38 484 松野町	4	1	3					3	3	2		2		12	0	0.0			
市 区 町 村 市 市	38 488 鬼北町	4	4	3					2	3	3	4	2		17	3	1.7.6			
市 区 町 村 市 市	38 506 愛南町	4	1	3					1	1	2	1	愛南町議会議員の旧姓通称名の使用基準 令和3年4月26日 (趣旨) 愛南町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓通称名の使用) 議員は、議長の許可を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓通称名」という。)を使用することができるものとする。 (1)履歴に関する届出書類 (2)議員証明書 (3)辞職願 (4)報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類 (5)源泉徴収票の名義 (6)叙位及び叙勲の申請 (7)在職証明書等各種証明書 (8)全国町村議会議員共済会に関する各種届出書類 (9)その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの (旧姓通称名使用の申請等) 議員は、旧姓通称名を使用しようとするときは、旧姓通称名使用申請書(様式第1号)を議長に提出し許可を得なければならない。 議員は、前項の申請書の提出があった場合において、議会運営委員会に諮り、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと許可したときは、旧姓通称名使用許可通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 (旧姓通称名使用の中止) 通称名等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓通称名使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 (責務) 旧姓通称名を使用する議員は、使用するに当たって、議員活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。	特になし	2		16	1	6.3	